

差別のない明るいまちを

## 罪を償った人と人権

◆ 罪を償った人とは  
人が罪を犯した場合、警察・検察の捜査の結果、起訴されると裁判を受けることになります。裁判で有罪となり実刑が確定すると、懲役や禁固などの刑が執行され、刑務所などの施設に収容されます。出所の要件を満たすと、出所し社会復帰するということは、法律により認められています。これを償つた人、すなわち刑を終えて出所した人です。確かに、これらの人々は、過ちを犯していました。しかし、その罪ときちんと向かい、刑務所などで更生のための処遇を受け、社会で再出発

しようとする、これら罪を償つた人は、わたしたちと同じ社会の一員であることに何ら変わりはありません。  
◆ 社会復帰の現状  
こうした人が社会復帰するにあたっては、本人の意志が重要であることは言うまでもありません。しかし、強い更生意欲があつても、次の事例のように社会復帰が阻まれることが多く、罪を償つた人にとって厳しい現実があります。

◆ 社会の理解と協力  
近年、頻発する凶悪犯罪や被害者救済への世論の高まりなどにより、犯罪者や犯罪前歴者に対する厳しい見方があるのも事実です。  
しかし、犯罪者も刑を終えれば、それぞれの地域に戻り、地域社会の一員として生活していくことになります。罪を償つた人が、円滑に社会復帰するためには、被害者等への謝罪や被害回復に向けた本人の努力と更生意欲はもちろん重要ですが、こうした人に対する地域住民の正しい理解・協力と差別解消のために、社会全体が支援していくことが必要です。このことが犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりにもつながります。

◆ 住民の意識  
2007(平成19)年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」によると、17項目の人権課題の中で、関心のある課題として、「刑を終えて出所し

た人」を挙げているのは、多方から12番目であり、罪を償つた人の人権問題に対する国民の関心は、まだまだ低い状況であることがわかります。  
また、ある県で実施された意識調査では、「日ごろから親しくつきあっている人が、刑を終えて出所した人であるとわかつたとき、あなたはどうしますか」との質問に対する回答として、「同じくつきあうが、気を使う」(27%)、「つきあうが、気を使つ」(45%)、「できるだけ、つきあいを避ける」(14%)、「つきあいをやめる」(2%)という結果が出ています。

◆ 更生保護制度  
罪を償つて、社会復帰のため努力している人にとっては、周囲の理解と協力が大きな力となります。  
更生保護制度は、罪を犯した人が通常の社会生活をしながら健全な社会の一員として立ち直れるように、国とボランティアが力を合わせて指導・援助するものです。この制度は、「罪を犯した人も、本人の自覚と周囲の条件によって立ち直ることができる」という、人間に対する信頼感に根ざしたもののです。

なお、2008年の更生保護法施行とともに、「心情等伝達制度」が導入されました。これは、被害人等に関する心情やその置かれている状況などを保護観察官が保護観察中の加害者に伝え、加害者に被害の状況などを直視させて、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導や監督を行うのです。加害者が犯した罪の重さに正面から向き合うことで、さらなる更生が期待されています。

**人権の詩**  
水と影  
金子みすゞ

お空の影は、  
水のなかにいっぱい。  
お空のふちに、  
木立ちも映る、  
野ばらも映る。  
水はすなお、  
なんの影も映す。

木立ちのしげみにちらちら。  
水の影は、  
自分の影は小さい。  
明るい影よ、  
ゆれてる影よ。  
水はつましい、  
すずしい影よ、

出典  
「金子みすゞ童謡絵本  
選 矢崎節夫  
J U L A 出版局発行

**人権教育・啓発推進  
者研修会**

人権劇「千の舞い  
～ふるさとへ帰りたい～」

阿波市民劇団  
【日時】6月24日(金)午後3時から  
【場所】ミリカホール  
※どなたでも参加できます。

詳しくは、市人権推進課  
(☎32・2122)まで。

人権教育研究会発行  
徳島県高等学校

参考・引用文献  
「人権ポケットブック」  
(財)人権教育啓発推進センター発行

人権教育研究会発行  
徳島県高等学校